

仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付要綱

令和 3 年 3 月 31 日

文化観光局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市域への広域集客施設の立地を促進することにより、交流人口の拡大を図ることを目的として、広域集客型産業に該当する施設の設置に伴う固定資産税等相当額に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う者をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (3) 施設等 事業の用に直接供する土地、建物及び償却資産をいう。
- (4) 設置 事業所を新設することをいう。
- (5) 新設 市内に新たに事業所を開設することをいう。
- (6) 投下固定資産相当額 事業所の設置に伴い新たに取得又は賃借した施設等について、別表の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる投下固定資産相当額の算式によって算定した額をいう。
- (7) 固定資産税等相当額 事業所の設置に伴い新たに取得又は賃借した施設等について、別表の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる固定資産税等相当額の算式によって算定した額（算定した額に端数がある場合は、地方税法（昭和 25 年法律 226 号）第 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定に準ずる。）をいう。ただし、同法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項又は仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）第 11 条の規定により固定資産税又は都市計画税が減免されたときは、取得した施設等に係る固定資産税等相当額とは、減免後の固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。
- (8) 委員会 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会設置要綱（令和 3 年 3 月 31 日文化観光局長決裁）に規定する仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付事業選定委員会をいう。
- (9) 広域集客型産業 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年政令第 127 号）第 2 条の規定に基づく告示（平成 25 年総務省告示第 405 号）の日本標準産業分類表に掲げる大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 802－興行場、興行団、小分類 804－スポーツ施設提供業、小分類 805－公園、遊園地、大分類 O－教育、学習支援業のうち、細分類 8213－博物館、美術館、細分類 8214－動物園、植物園、水族館に属する事業所などで、広域から新たに多くの集客を見込める事業所を設置し、運営する事業。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき、新設事業所等の開設に当たり営業の許可若しくは届出を必要とする事業又は宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業を行う事業所を除く。
- (10) 事業に着手する日 事業所の設置に伴い、建物を新規に取得する場合にあつては建物の工事着

工予定日、建物を賃借する場合にあっては建物の賃貸借契約締結日、中古の建物を取得する場合にあっては売買契約締結日をいう。

(交付対象事業)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 広域集客型産業であり、かつ、助成を行うことが適当であると市長が認めるものであること。
- (2) 事業所を設置する場合であること。
- (3) 事業所の設置に伴い、新たに取得し、又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が3億円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成を受けることができないものとする。ただし、本市の産業振興施策上又は交流人口の拡大に係る施策上、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 本市又は本市が資本金を出資する団体から事業所の設置に対する補助金又は賃借料の減免等の措置を受けているもの
- (2) 新たに取得し、又は賃借した施設等で次に掲げるもの
 - ア 主に物品販売を営むことを目的とする施設等
 - イ 敷地内の共用駐車場
 - ウ その他市長が不適当と判断する施設等

(交付対象者)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者は、交付対象事業に係る事業所において事業を行っている者とする。ただし、暴力団等と関係を有している者は、この要綱に基づく助成を受けることができないものとする。ただし、次に掲げる者はこの要綱による助成を受けることができる。

- (1) 仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条例第29号)第2条第1項第3号の規定に基づく暴力団員等と関係を有している者。
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていない者、又は、本市の市税(個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。))、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税)を滞納している者。

(助成金の上限額)

第5条 この要綱による助成金の上限額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 自己が所有する施設等の場合 当該事業所における操業開始後に賦課される最初の3箇年分(当該交付対象事業に関し、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定が適用される場合にあっては、5箇年分。次項において同じ。)の固定資産税等相当額。
 - (2) 賃借した施設等の場合 当該事業所における操業開始の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3箇年分の固定資産税等相当額。
- 2 交付対象事業に関し仙台市市税条例附則第27項の規定が適用される場合においては、前項の規

定にかかわらず、同条例附則第 27 項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の免除措置終了後の最初の 5 箇年分の固定資産税等相当額を助成金の上限とすることができる。

- 3 助成金の算定において 1 万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって助成金の額とする。

(追加事業の取扱)

第 6 条 交付対象事業のうち、事業所を設置する場合、操業開始から最後の助成金の交付の申請までの間に、助成金の交付の指定の申請の時に計画した事業とは別に、追加で施設等を取得又は賃借した場合は、これを助成金の算定の基礎に含めて助成金の額を算定するものとする。

(助成金の交付の指定の申請に係る事前協議)

第 7 条 助成金の交付の指定を受けようとする者は、会社外に向けた当該事業所の設置に係る一切の意思表示に先立ち、市長と協議するよう努めなければならない。

- 2 前項の協議については、文書により行うこととする。

(助成金の交付の指定の申請)

第 8 条 前条の規定による助成金の交付の指定を受けようとする者は、仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 申請者に係る商業登記簿の謄本又は履歴事項全部証明書
- (4) 会社概要書
- (5) 直近 3 箇年分の決算報告書又はこれに準ずるもの
- (6) 施設等を賃借する場合にあっては、賃貸借契約書の写し又はこれに準ずるもの
- (7) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認を要する場合にあっては、同法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書（建築計画概要書及び設計図書を含む。）、同法同条同項に規定する確認済証及び同法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し
- (8) 第 5 条第 1 項括弧書きの規定を受ける場合にあっては、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）第 10 条第 3 項、同規則第 13 条第 3 項、同規則第 16 条第 3 項又は同規則第 19 条第 3 項に係る指定書の写し
- (9) 委員会の審査のために必要な書類で市長が定めるもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類の提出期限は、原則として事業に着手する日の 30 日前までとする。ただし、新たに取得した当該事業の用に供する建物が中古資産である場合は、操業開始の日の 30 日前までとする。また、前項第 6 号から第 9 号までに掲げる書類は遅滞なくこれを提出しなければならない。

(助成金の交付の指定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、委員会の意見を聴取した上で、これを審査

し、適当と認めるときは、申請者に対し仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定通知書（様式第3-1号）により助成金の交付の指定を行うものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは条件を付すことができる。

- 2 市長は、前条の規定による申請があったときは、委員会の意見を聴取した上で、これを審査し、不適当と認めるときは、申請者に対し仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付不指定通知書（様式第3-2号）により助成金の交付の不指定を通知するものとする。

（交付対象事業の操業開始の届出）

第10条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業について、操業を開始したときは、遅滞なく操業開始届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付対象事業の変更の届出）

第11条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業について、次の各号に掲げる場合は、仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付対象事業変更届（様式第5号）に必要な書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容を著しく変更したとき
- (2) 第8条第1項の規定に基づき提出した助成金交付指定申請書の申請者欄に変更を生じた場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

- 2 前項第1号に規定する「交付対象事業の内容を著しく変更したとき」とは、助成金の交付の指定の申請の時に計画していた施設等の主要な構造・仕様・利用形態等に変更が生じた場合等をいう。

（交付対象事業の休止又は廃止の届出）

第12条 助成金の交付の指定を受けた者は、交付対象事業を休止し又は廃止した場合は、遅滞なく仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付対象事業（休止・廃止）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付の指定の承継の申請）

第13条 助成金の交付の指定を受けた者から相続、譲渡、合併等により交付対象事業を承継した者が当該指定の要件に適合すると市長が認めるときは、当該交付対象事業を承継した者は、引き続き助成金の交付の指定を受けることができることとし、助成金の交付の指定の承継を受けようとするものは、交付対象事業について、仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定承継申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付の指定の承継の承認）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定承継承認書（様式第8号-1）により助成金の交付の指定の承継の承認を行うものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、不適当と認めるときは、申請者に対し仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定承継不承認書（様式第8-2号）により助成金の交付の指定の承継の不承認を通知するものとする。

(助成金の交付の指定の取り消し等)

第 15 条 市長は、助成金の交付の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付指定取り消し等通知書（様式第 9 号）により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。なお、この場合において、市長は必要に応じ委員会の意見を聴取することができる。

- (1) 固定資産課税台帳や賃貸借契約書等により確認した投下固定資産相当額が第 3 条第 1 項第 3 号に定める額に達しなかったとき
- (2) 助成対象期間及び最後の交付決定の通知を受けた日から 5 年以内に、交付決定の対象となった事業所の事業を休止、廃止、縮小又は委員会が審議を行った事項に著しい変更があったとき
- (3) 助成対象期間及び最後の交付決定の通知を受けた日から 5 年以内に、交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき
- (4) 助成対象期間及び最後の交付決定の通知を受けた日から 5 年以内に、市税、使用料その他公課を滞納したとき
- (5) 助成対象期間及び最後の交付決定の通知を受けた日から 5 年以内に、事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったとき
- (6) 操業継続報告書の提出を怠ったとき
- (7) 交付対象事業について、指定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までに第 10 条の規定による届け出をしないとき
- (8) その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不適当であると認めたとき

2 前項各号のいずれかに該当する事実が発生し助成金の返還を命ずる場合の返還額は、事実の発生した日が最後の助成金の交付決定の通知を受けた日の属する年度までの間である場合は、交付された助成金の全額、最終交付決定年度の翌年度以降は、交付した助成金の額に最終交付決定年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して事実が発生した年度の前年度までの年数を 5 から減じた数を 5 で除した割合を乗じた額とする。なお、返還額の算定において 1 万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって返還額とする。

(助成金の交付の申請)

第 16 条 助成金の交付を受けようとする者は、交付対象事業について、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付申請書（様式第 10 号）
- (2) 事業報告書（様式第 11 号）
- (3) 最新の決算報告書
- (4) 最新の会社概要書
- (5) 施設等を取得した場合にあっては、取得した施設等に係る固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
- (6) 施設等を取得した場合にあっては、取得した施設等に係る固定資産課税台帳登録事項証明書及び当該固定資産課税台帳の写し
- (7) 固定資産税及び都市計画税にかかる納税証明書並びに市税の滞納がないことの証明書又は市税の納付状況確認に関する同意書

- (8) 施設等を賃借した場合にあっては、賃借した施設等に係る請求書の写し又はこれに準ずるもの
- (9) 施設等を賃借した場合にあっては、賃借した施設等に係る賃借料を支払ったことを示す領収書の写し又はこれに準ずるもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号から第6号に掲げる書類の提出期限は、原則として第5条第1項及び第2項の規定に基づく助成対象期間の各年の8月末日までとする。また、前項第7号から第10号に掲げる書類は遅滞なくこれを提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合にはその限りでない。

(助成金の交付の決定及び額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請額を上限として翌年度の歳出予算として計上することができる。

2 前項の歳出予算が議会により議決された場合、当該予算の範囲内で申請者に対し仙台市広域集客型産業立地促進助成金交付決定通知書及び額の確定通知書(様式第12-1号)により助成金の交付の決定及び額の確定を行うことができる。

3 市長は、申請者に対し助成金を交付しないことを決定したときは、当該申請者に対し、仙台市広域集客型産業立地促進助成金不交付決定通知書(様式第12-2号)により、通知するものとする。

4 助成金の交付を受けようとする者は、交付対象事業について、前項同条第2項の助成金の交付の決定及び額の確定を受けたときは、請求書(様式第13号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(操業継続報告書の提出)

第18条 助成金の交付を受けた者は、交付対象事業について、助成対象期間の最後の助成金の交付決定の通知を受けた日から5年を経過するまでの間、操業継続報告書(様式第14号)に必要な書類を添えて、毎年8月末日までに市長に提出しなければならない。

(事業経過報告書の提出)

第19条 第5条第2項の規定を適用する場合は、仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)附則第27項に基づく固定資産税及び都市計画税の免除措置を受ける間、事業経過報告書(様式第15号)に必要な書類を添えて、毎年8月末日までに市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第20条 助成金の交付を受けた者は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、助成対象期間が終了する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過するまで保存しておかなければならない。

(実施細目)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、文化観光局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は、令和8年3月31日までに廃止するものとする。

(令和3年8月20日改正)

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年8月20日から実施する。

(令和4年2月7日改正)

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(令和5年3月15日改正)

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(令和7年3月21日改正)

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

施設等の区分	投下固定資産相当額の算式	固定資産税等相当額の算式
1 取得した土地	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に1,000分の14を乗じた額（都市計画税が課税される地域にあっては当該固定資産の課税標準額に1,000分の3を乗じた額をこれに加算した額）とする。
2 取得した建物	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に1,000分の14を乗じた額（都市計画税が課税される地域にあっては当該固定資産の課税標準額に1,000分の3を乗じた額をこれに加算した額）とする。
3 取得した償却資産	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の評価額とする。	固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の課税標準額に1,000分の14を乗じた額とする。
4 賃借した土地	月額賃借料に100を乗じた額とする。ただし、算定における月額賃借料は1平方メートルあたり500円を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に1,000分の14を乗じた額（都市計画税が課税される地域にあっては当該固定資産の課税標準額に1,000分の3を乗じた額をこれに加算した額）とする。
5 賃借した建物	月額賃借料に70を乗じた額とする。ただし、算定における月額賃借料は1平方メートルあたり8,000円を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に1,000分の14を乗じた額（都市計画税が課税される地域にあっては当該固定資産の課税標準額に1,000分の3を乗じた額をこれに加算した額）とする。
6 賃借した償却資産	月額賃借料に18を乗じた額とする。ただし、算定における月額賃借料は物件価格の100分の3を限度とする。	当該資産に係る投下固定資産相当額に1,000分の14を乗じた額とする。